

札幌市一時預かり事業（一般型幼稚園タイプ）実施事務取扱要領

（令和5年3月29日子ども未来局長決裁）

（目的）

第1条 この要領は、一時預かり事業（一般型幼稚園タイプ）（以下「事業」という。）の実施に係る事務の適正かつ円滑な執行を図るため、札幌市一時預かり事業（一般型幼稚園タイプ）実施要綱（平成27年3月31日子ども未来局長決裁）（以下「実施要綱」という。）に基づき、必要な事項を定める。

（対象児童）

第2条 事業の対象児童は、主として保育所、認定こども園、特定地域型保育事業及び幼稚園等に在籍していない児童とするが、市外に居住する児童が保育を必要とする場合や、幼稚園又は認定こども園で教育の提供を受ける児童が、在籍する幼稚園又は認定こども園の休園等により保育を必要とする場合はこの限りではない。なお、実施要綱第4条に定める対象児童の要件に該当するかどうかの判断にあたっては、次の各号に定める事項により確認すること。

（1）実施要綱第3条第1項第1号に定める非定型的保育児童

ア 保護者の就労により保育を必要とするもの

就労の種別は問わず、保護者の就労時間の定めは設けない。

イ 保護者の就学により保育を必要とするもの

就学先は高校、大学又は大学院だけでなく、就労目的のものであれば、各種学校や専門学も含むものとする。就労目的であることの確認は保護者の申し出によるものとするが、カルチャー・スクール等の趣味的な範囲のものについては、実施要綱第4条第1項第3号に定める私的理由による保育児童とすること。

（2）実施要綱第3条第1項第2号に定める緊急保育児童

ア 保護者の通院や入院（定期通院等を含む）や、保護者の一時的な体調不良により保育を必要とするもの

イ 保護者の親族の看護、介護又は通院等の介助により保育を必要とするもの

ウ 保護者のボランティア等の社会的活動（ボランティア研修会を含む。）や冠婚葬祭等、社会的にやむを得ない事由により保育を必要とするもの

（3）実施要綱第3条第1項第3号に定める私的理由による保育児童

ア 保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の軽減により保育を必要とするもの

イ 第一号及び第二号に該当しないが、保育を必要とするもの
(対象児童の年齢)

第3条 対象児童は、実施要綱第3条に定める就学前児童とする。対象児童の開始年齢については、実施施設の判断により設定するものとするが、地域の需要動向を十分勘案し設定するよう留意すること。また、児童の年齢は、利用当日の年齢により判断すること。

(利用時間帯)

第4条 利用時間帯は、職員体制や通常の入所児童への処遇などを勘案し、実施施設の判断により設定するものとするが、個々の利用児童の保護者の状況等により弾力的に実施すること。

(事務手続き)

第5条 保護者から利用の申込みがあったときは、次に定める事項について留意し、適切な事務手続きを行うこと。

- (1) 実施施設の施設長又は担当職員（以下「施設長等」という。）は、保護者から申込理由を聴取し、実施要綱第4条に規定する対象児童に該当すると判断した場合に、利用の申込みに関する書類（児童の健康状況等に関する書類を含む。以下、「申込書類」という。）を提出させること。
 - (2) 施設長等は、対象児童や保護者の住所、氏名、年齢及び連絡先を確認するとともに、緊急時に対応するため、健康保険証を複写し、その写しを申込書類に添付すること。また、保護者の外出等に伴い連絡がつかなくなる可能性がある場合は、当該保護者以外の親族等の連絡先を確認すること。
 - (3) 施設長等は、対象児童の健康状態を確認すること。
 - (4) 利用児童が札幌市一時預かり事業（一般型幼稚園タイプ）補助金交付要綱（平成27年3月31日子ども未来局長決裁）別表3に定める児童に該当する場合は、挙証書類を提出させ、その写しを申込書類に添付すること。なお、当該加算を受けるために挙証書類を提出させることについて、保護者へ十分な説明を行い、同意を得ること。
- 2 第2条に定める児童であることの確認にあたっては、保護者の全員（保護者的一方が単身赴任等により不在である場合を除く）について、保育を必要とすることを確認すること。

- 3 第2条第1項第1号に定める児童は、次のいずれかの事項を満たすこと。
- (1) 保護者の就労により保育を必要とする場合にあっては、就労証明書等の就労を証明する書類の写しを提出できること
 - (2) 保護者の就学により保育を必要とする場合にあっては、在学証明書等の在学を証明する書類の写しを提出できること
 - (3) その他の事情により保育を必要とし、証明書類を提出できること
- 4 第2条第1項第2号に定める児童は、次のいずれかの事項を満たすこと。
- (1) 保護者の通院や入院により保育を必要とする場合にあっては、診断書や領収書等の通院又は入院を証明する書類の写しを提出できること
 - (2) 保護者の一時的な体調不良により保育を必要とすること
 - (3) 保護者が看護や介護等のために保育を必要とする場合にあっては、診断書や障害者手帳、領収書等の親族が看護や介護等を必要としていることを証明する書類の写しを提出できること
 - (4) 保護者のボランティア等の社会的活動により保育を必要とする場合にあっては、活動証明書や参加する活動のパンフレット等のボランティア活動に従事することを証明する書類の写しを提出できること
 - (5) 冠婚葬祭により保育を必要とする場合にあっては、招待状等の写しを提出できること
 - (6) その他の事情により保育を必要とし、証明書類を提出できること
- 5 領収書を証明書類とする場合は、事業の利用後に書類を確認することとして差し支えないが、保育を必要とする理由を確認できない場合には、第2条第1項第3号に定める私的理由による保育児童として扱うこと。
- 6 第2条第1項第3号に定める児童は、保護者が保育を必要とする旨の申し出があることを要する。
- 7 保護者が複数おり、保育を必要とする理由が第2条第1項1号又は第2号と同条第1項第3号の事由それぞれに該当する場合は、同条第1項第3号の事由を優先的に適用するものとする。同一の保護者が第2条第1項1号又は第2号と同条第1項第3号の事由それぞれに該当する場合は、同条第1項第1号又は第2号の事由を優先的に適用するものとする。
- 8 事業の申込み後、やむを得ない理由で、事業の利用期間が延びる場合は、利用理由

が同一の場合に限り、施設長等が申込書類の希望期間を修正することができる。ただし、利用理由が当初の申請と異なる場合は、原則として、申込書類及び保育を必要とする理由を証明する書類の写しを再提出させること。

9 事業は、利用の都度、申込書類及び保育を必要とする理由を証明する書類の写しを提出させるものとするが、第2条第1項第1号に定める児童等の場合であって、保育を必要とする期間が次回の事業の利用日にも該当する場合には、申込書類のみ提出させることとして差し支えないものとする。

(利用料)

第6条 実施要綱第11条に定める利用料の徴収にあたり、年齢の基準日は、入所当日とする。ただし、満3歳未満の児童が事業を利用した同月中に3歳を迎える場合は、3歳を迎えた月の翌月分から満3歳以上の利用料を徴収すること。

2 利用料の徴収時期については、実施施設の判断により行って差し支えないものとする。

(利用状況の報告)

第7条 実施要綱第12条に定める補助金の交付を受ける施設にあっては、毎月の利用児童状況について、支援制度担当部長へ報告するものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。